

第 14 次労働災害防止計画の進捗状況

令和 8 年 6 月
金沢労働基準監督署

計画の方向性

安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスであると周知する等、事業者による安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備を図っていくとともに、誠実に安全衛生に取り組まず労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては厳正に対処する。

労働災害全体のアウトカム指標

石川労働局	金沢労働基準監督署	金沢署管内の目標達成状況
死亡災害については、第 13 次防期間中の合計値と比較して、第 14 次防期間中の合計値を 15%以上減少させる。 (13 次防 46 人 → 14 次防 39 人以下とする)	死亡災害の撲滅を目指して、13 次防期間中と比較して、14 次防期間中の合計値を 15%以上減少させる。 (26 人から 15%以上減少させ、22 人以下とする。)	令和 7 年のまでの 3 年間の死亡労働災害の被災者数は、12 人であり、目標の 22 名以下とするために、 令和 8 年及び 9 年の死亡者数を 10 人以下とする必要がある。
休業 4 日以上之死傷者数については、第 13 次防期間中の一番少ない年と比較して、2027 年までに 5%以上減少させる。 (R2 年が最小値 1,105 人 → 1,049 人以下とする)	休業 4 日以上之死傷者数について、13 次防期間中の最少の年(2020 年:665 人)と比較して、2027 年までに 5%以上減少させる。 (2027 年までに 631 人以下とする。)	令和 7 年の労働災害の被災者数は、803 人であり、 これを目標の 631 人以下とするためには、 令和 7 年と比較して 21.4%減少させる必要がある。

重点対策ごとのアウトカム指標

	石川労働局	金沢労働基準監督署	金沢署管内の目標達成状況
労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	・転倒の死傷千人率を 2022 年と比較して 2027 年までに 5% 以上減少させる。 ・転倒による平均休業見込み日数を 2027 年までに 30 日以下とする。 ・増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷千人率を 2022 年と比較して 2027 年までに減少させる。 ・介護看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる。	・転倒による死傷者数を 2022 年と比較して 2027 年までに 5% 以上減少させる。 ・転倒による平均休業見込み日数を 2027 年までに 30 日以下とする。 ・社会福祉施設における腰痛の死傷者数を 2022 年と比較して 2027 年までに減少させる。	・転倒による死傷者数は 2025 年(令和 7 年)が 280 名であり、2022 年の 208 名と比べて 34.6% 増加している。目標は 197 人以下であることから 83 人以上減少させる必要がある。 ・2025 年の転倒による平均休業見込み日数は 41.04 日となっていることから 11.04 日以上減少させる必要がある。 ・社会福祉施設の腰痛の発生状況は 2022 年の 9 人に対し 2025 年は 11 人となっていることから 2 人以上減少させる必要がある。
高年齢労働者の労働災害防止対策の推進	・増加が見込まれる 60 歳以上の死傷千人率を 2022 年と比較して 2027 年までに男女ともその増加に歯止めをかける。	・60 歳以上の死傷者数を 2022 年と比較して 2027 年までに男女ともその増加に歯止めをかける。	・2022 年の 60 歳以上の死傷者数は、236 名(コロナ感染症を除く)であり、男性が 111 名、女性が 125 名であった。これに対し、2025 年は男性が 128 名、女性が 135 名の合計 263 名となっており、男性が 15.3%、女性が 8% (合計で 11.4%) 増加していることから男女ともに減少させる必要がある。

	石川労働局	金沢労働基準監督署	金沢署管内の目標達成状況
多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進	・外国人労働者の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。	・外国人労働者の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。	・2025年の外国人労働者の死傷者数は、26人であり、これを目標の16人(2022年の17人から5%減少)以下とする必要がある。
労働者の健康確保対策の推進について	・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。	・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。	・厚生労働省が行った令和6年「労働安全衛生調査(実態調査)」によると仕事や職業生活に関することで、強い不安、悩み、ストレスとなっていると感じる事柄がある労働者の割合は68.3%[令和5年調査時は82.7%]となっている。(全国集計)
化学物質等による健康障害防止対策の推進	・化学物質の性状に関連の強い死傷災害の件数を2018年から2022年までの5年間と比較して、2023年から2027年までの5年間で5%減少させる。 ・増加が見込まれる熱中症による療養者数の増加率を第13次防期間中と比較して減少させる。	・化学物質の性状に関連の強い死傷災害の件数を2018年から2022年までの5年間と比較して、2023年から2027年までの5年間で5%減少させる。 ・熱中症による休業4日以上死傷者数を第13次防期間中と比較して減少させる。	・2023年から2026年までに発生した化学物質関連の死傷者は6人であり、目標である16人以下(2018年から2022年までに発生した17人の5%減)を達成できる見込みである。 ・2023年から2026年までに発生した休業4日以上の熱中症による死傷者は33人であり、13次防期間中に発生した34人と比較すると目標達成が困難な状況である。